

平成30年度第1回 佐久市地域包括支援センター運営協議会 次第

日時：平成30年8月2日（木）

午後1時30分～

場所：佐久市役所南棟 3階

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

（1）地域包括運営事業関係

ア 平成29年度地域包括支援センター事業報告及び収支決算報告について
(資料2)

イ 平成30年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について
(資料3)

（2）生活支援体制整備事業関係

ア 平成29年度生活支援体制整備事業報告及び収支決算報告について
(資料4)

イ 平成30年度生活支援体制整備事業計画及び収支予算について
(資料5)

ウ 平成30年度地域包括支援センター第2層協議会開催予定について
(資料6)

（3）地域包括支援センター運営事業者募集について

(資料7)

（4）その他

4 事務連絡

5 閉 会

佐久市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

任期:平成30年2月2日～平成32年2月1日 (敬称略)

選出組織等	氏 名	備 考
識見者	和田 裕 一	社会福祉法人佐久福寿園施設長
識見者	矢羽 田 明 美	佐久大学信州短期大学部教授
医師会	金 澤 秀 典	佐久医師会顧問
歯科医師会	甘 利 光 治	佐久歯科医師会会長
薬剤師会	今 牧 健 之	佐久薬剤師会副会長
区長会	伊 藤 雅 章	佐久市区長会会長
社会福祉協議会	佐 藤 悦 生	佐久市社会福祉協議会会長
民生児童委員協議会	小 平 實	佐久市民生児童委員協議会 会長(東地区会長)
民生児童委員協議会	田 島 弘	佐久市民生児童委員協議会 副会長(臼田地区会長)
保健補導員会	中 條 み ゆ き	佐久市保健補導員会理事
栄養士会	丸 山 景 子	長野県栄養士会佐久支部支部長
老人クラブ連合会	花 岡 文 夫	佐久市老人クラブ連合会会長
介護職域代表	佐 々 木 公 二	居宅介護支援事業者連絡協議会会長
地域包括支援センター	仁 科 隆 子	佐久中部地域包括支援センター管理者
地域包括支援センター	白 石 真 紀	浅科・望月地域包括支援センター管理者

佐久市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市の地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正及び中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、佐久市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) センターの設置等に関する事項の承認に関すること。
- (2) センターの運営に関すること。
- (3) センターの職員の確保に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援事業を支える地域資源の開発その他地域包括ケアの向上のために必要と認められること。

(承認に係る事項)

第3条 前条第1号に規定する承認に係る事項は、次に掲げるものとする。

- (1) センターの担当する圏域の設定
- (2) センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更
- (3) センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施
- (4) センターの予防給付に係るマネジメント業務の居宅介護支援事業所への委託
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの公正及び中立性を確保するため必要と認められる事項

(センターからの書類の受領及びセンターの事業の評価)

第4条 運営協議会は、センターの運営に関する協議に資するため、毎年度、センターから次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

- (1) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (2) 前年度の事業報告書及び収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、運営協議会が必要と認める書類

2 運営協議会は、前項に規定する書類及び次に掲げる事項を勘案して作成する基準に基づき、定期的に又は必要な時に、センターの事業の内容を評価するものとする。

- (1) センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがないか。
- (2) センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していないか。
- (3) センターが作成するケアプランにおいて、提供するサービスが適正であるか。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて必要と認められる事項

(センターの職員の確保)

第5条 運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、地域の関係団体等との間において調整を行う。

(組織)

第6条 運営協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、識見を有する者、関係団体の代表者等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第8条 運営協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第9条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 運営協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、委員以外の者の運営協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 運営協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月 1日から施行する。

平成30年7月1日現在

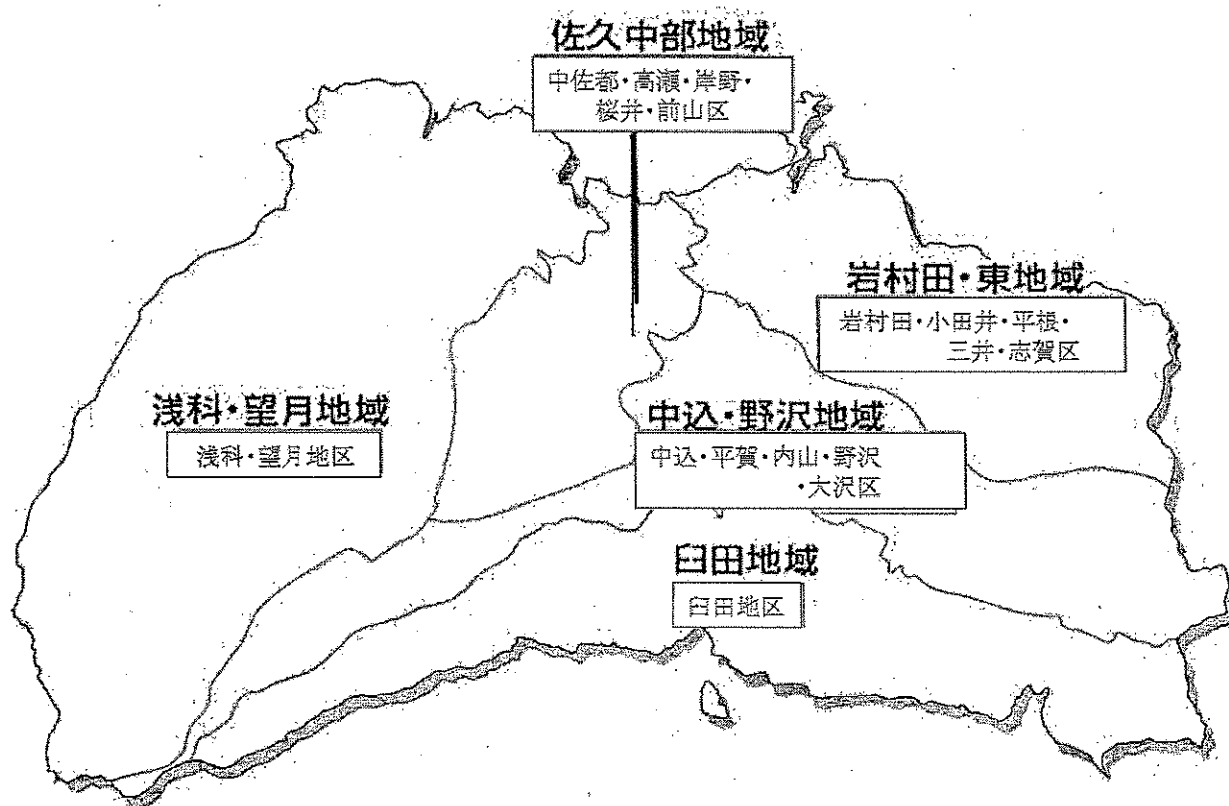
平成30年度 佐久市地域包括支援センター・基幹包括支援センター職員名簿

○管理者

所属機関	職 種	氏 名
岩村田・東地域 包括支援センター	看護師	小井出 睦子
	社会福祉士	青木 みなみ
	社会福祉士 生活支援コーディネーター	川瀬 初美
	主任介護支援専門員	○新井 三五子
	主任介護支援専門員	依田 智早
中込・野沢地域 包括支援センター	保健師	井出 たえ
	保健師 生活支援コーディネーター	島山 由紀
	社会福祉士	菊池 陽子
	社会福祉士	岡田 愛
	主任介護支援専門員 生活支援コーディネーター	○佐々木 公子
佐久中部地域 包括支援センター	保健師	曾我 栄子
	看護師	土屋 雅子
	社会福祉士	大工原 光一
	主任介護支援専門員	○仁科 隆子
	主任介護支援専門員 生活支援コーディネーター	池田 貴哉
臼田地域 包括支援センター	保健師	大井 さいか
	社会福祉士	丸茂 一樹
	主任介護支援専門員	○鷹野 洋美
	主任介護支援専門員 生活支援コーディネーター	山浦 さゆり
浅科・望月地域 包括支援センター	看護師 生活支援コーディネーター	関 和子
	看護師	篠原 雅子
	社会福祉士	田中 かおり
	主任介護支援専門員	○白石 真紀

所属機関	職種	氏 名
基幹包括 支援センター (高齢者福祉課 高齢者支援係)	保健師	工藤 清美(係長)
		植木 美帆
		油井 久美子
		土屋 佳恵
		桃井 翼
		古澤 由貴子
	社会福祉士	小山 奈美
	主任介護支援 専門員	油井 由美子
	生活支援 コーディネーター	坂戸 千代子
	理学療法士	小池 香理
	栄養士	保坂 馨
	認知症地域 支援推進員	桜井 秀子
		堀 さおり
		畑 美枝
	薬剤師 (木曜日勤務)	岩下 誠
	おたっしや 訪問員	伊藤 直美
		大熊 三重子
		岩井 玲美
		坂田 正子(臼田支所)
		笹澤 克江(望月支所)

日常生活圏域分布



地域包括支援センター 担当圏域別 高齢者人口

包括名	総人口	男	女	65歳以上		75歳以上		世帯数	高齢者世帯		独居		要介護認定者	事業対象者
	(人)	(人)	(人)	(人)	対人口 (%)	(人)	対人口 (%)	(世帯)	(世帯)	対世帯 (%)	(世帯)	対世帯 (%)		
岩村田・東	28,872	14,187	14,685	7,118	24.7%	3,728	12.9%	12,340	1,231	10.0%	1,131	9.2%	1,034	179
中込・野沢	26,206	12,761	13,445	7,737	29.5%	4,091	15.6%	11,044	1,400	12.7%	1,221	11.1%	1,215	143
佐久中部	15,529	7,656	7,873	4,473	28.8%	2,302	14.8%	6,064	728	12.0%	601	9.9%	668	107
臼田	13,427	6,504	6,923	4,722	35.2%	2,609	19.4%	5,647	762	13.5%	678	12.0%	783	114
浅科・望月	15,041	7,454	7,587	5,379	35.8%	2,988	19.9%	6,122	1,039	17.0%	840	13.7%	890	174
合 計	99,075	48,562	50,513	29,429	29.7%	15,718	15.9%	41,217	5,160	12.5%	4,471	10.8%	4,590	717

佐久市行政区別・年齢別・5歳階級別・男女別人口（住民基本台帳に外国人登録を加えた人口）佐久市ホームページより

平成29年度地域包括支援センター収支状況

収入の部

(単位:円)

科 目	地域包括支援センター(委託)				
	岩村田・東 決算額(円)	中込・野沢 決算額(円)	佐久中部 決算額(円)	臼田 決算額(円)	浅科・望月 決算額(円)
受託収入	19,332,000	19,753,200	19,040,400	19,558,800	19,872,000
病院負担金	1,802,803	287,180	786,205	0	0
事業収益	10,751,000	12,030,060	7,442,800	6,783,100	12,905,700
その他収入		30,185		341,968	4,000
合 計	31,885,803	32,100,625	27,269,405	26,683,868	32,781,700

支出の部

区 分	地域包括支援センター(委託)				
	岩村田・東 決算額(円)	中込・野沢 決算額(円)	佐久中部 決算額(円)	臼田 決算額(円)	浅科・望月 決算額(円)
人件費					
職員俸給	16,657,524	19,625,386	14,001,300	14,352,084	16,317,526
職員手当等	5,963,503	3,487,208	7,557,971	5,288,458	6,550,226
共済費	3,463,031		3,188,063		4,137,040
人件費計	26,084,058	23,112,594	24,747,334	19,640,542	27,004,792
管理費					
減価償却費	1,263,000	1,552,452	200,025		238,009
研究研修費	92,367	129,340	91,000	157,289	
報償費	107,250				
旅費	98,128	110,500	25,760	16,818	46,968
需用費					
消耗品費	55,481	53,914	90,692	30,144	62,839
印刷製本費	12,852	74,091			8,100
車輛関係費	192,490			194,416	67,628
燃料費	116,399	88,766	194,543	79,351	184,623
光熱水費		1,020,174			117,020
修繕費	61,970	107,437	77,871	50,982	94,991
役務費					
通信費	343,876	369,904	464,542	220,682	559,981
地域包括支援システム手数料	566,892	895,320	45,360	42,000	304,560
租税公課	195,976	236,299		24,160	49,400
保険料	140,310	276,930		35,408	359,093
委託料(予防プラン)	2,270,430	3,331,044	247,680	1,454,122	2,417,230
委託料(その他)				312,042	
備品購入費	25,389	19,339		21,701	22,464
使用料及び賃借料	191,481	634,956	998,927	910,000	1,211,137
分担金				212,340	150
福利厚生費	61,854	82,000	83,671	26,725	26,280
諸会費	5,600		2,000	8,700	2,000
会議費		5,565			4,435
雑費				2,510	
交際費				3,482	
消費税				241,446	
管理費計	5,801,745	8,988,031	2,522,071	4,044,318	5,776,908
支出合計	31,885,803	32,100,625	27,269,405	23,684,860	32,781,700

平成29年度地域包括支援センター相談件数

相談件数集計		岩村田・東				中込・野沢				佐久中部				臼田				浅科・望月				全市計			
相談方法		来所	電話	訪問	その他	来所	電話	訪問	その他	来所	電話	訪問	その他	来所	電話	訪問	その他	来所	電話	訪問	その他	来所	電話	訪問	その他
相談内容																									
総合相談 支援業務	地域における様々な関係者の ネットワークの構築	59	1314	285	315	217	1509	137	307	48	916	97	181	78	1251	43	392	20	505	78	203	422	5495	640	1398
	高齢者の実態把握	2	11	143	0	6	25	147	12	0	16	9	5	11	8	139	7	7	30	91	20	26	90	529	44
	総合相談	166	1102	635	179	142	783	778	43	110	1429	1163	543	108	415	321	103	111	1035	941	120	637	4764	3838	988
権利擁護業務	成年後見制度の活用	3	11	4	4	2	23	7	2	0	0	0	0	1	6	1	0	0	4	7	0	6	44	19	6
	老人福祉施設等への措置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	虐待への対応	1	29	11	18	5	57	12	6	0	6	13	2	1	16	13	16	3	9	7	1	10	117	56	43
	困難事例への対応	9	50	7	12	26	151	70	43	0	9	10	5	5	11	5	9	0	9	11	2	40	230	103	71
	消費者被害の防止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
包括的・継続的 ケアマネジメント 支援業務	包括的・継続的な ケア体制の構築	10	95	48	14	81	377	100	74	6	145	30	23	57	700	585	59	6	65	33	6	160	1382	796	176
	介護支援専門員の ネットワークの活用	71	313	53	45	89	256	8	7	16	261	10	57	12	248	4	7	3	14	1	0	191	1092	76	116
	介護支援専門員に対する 日常的個別指導・相談	9	19	25	7	8	37	8	7	3	36	0	2	4	20	1	0	0	8	1	0	24	120	35	16
	介護支援専門員が抱える支援困 難事例等への指導・助言	1	7	3	1	22	66	20	6	4	59	17	16	13	17	6	8	1	31	23	2	41	180	69	33
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	7	12	0	37	1	0	0	0	8	13	0	37
合計(A)		331	2951	1214	595	598	3284	1287	507	187	2878	1349	834	298	2704	1118	638	152	1710	1193	354	1566	13527	6161	2928
相談件数合計		5091				5676				5248				4758				3409				24182			
新規(再掲)		50	183	19	35	45	155	26	14	26	121	47	70	36	100	14	34	17	108	32	70	174	667	138	223
ケースカンファレンス実施回数(再掲)		201				272				82				130				146				831			
地域ケア会議実施回数(再掲)		4				15				6				8				7				40			

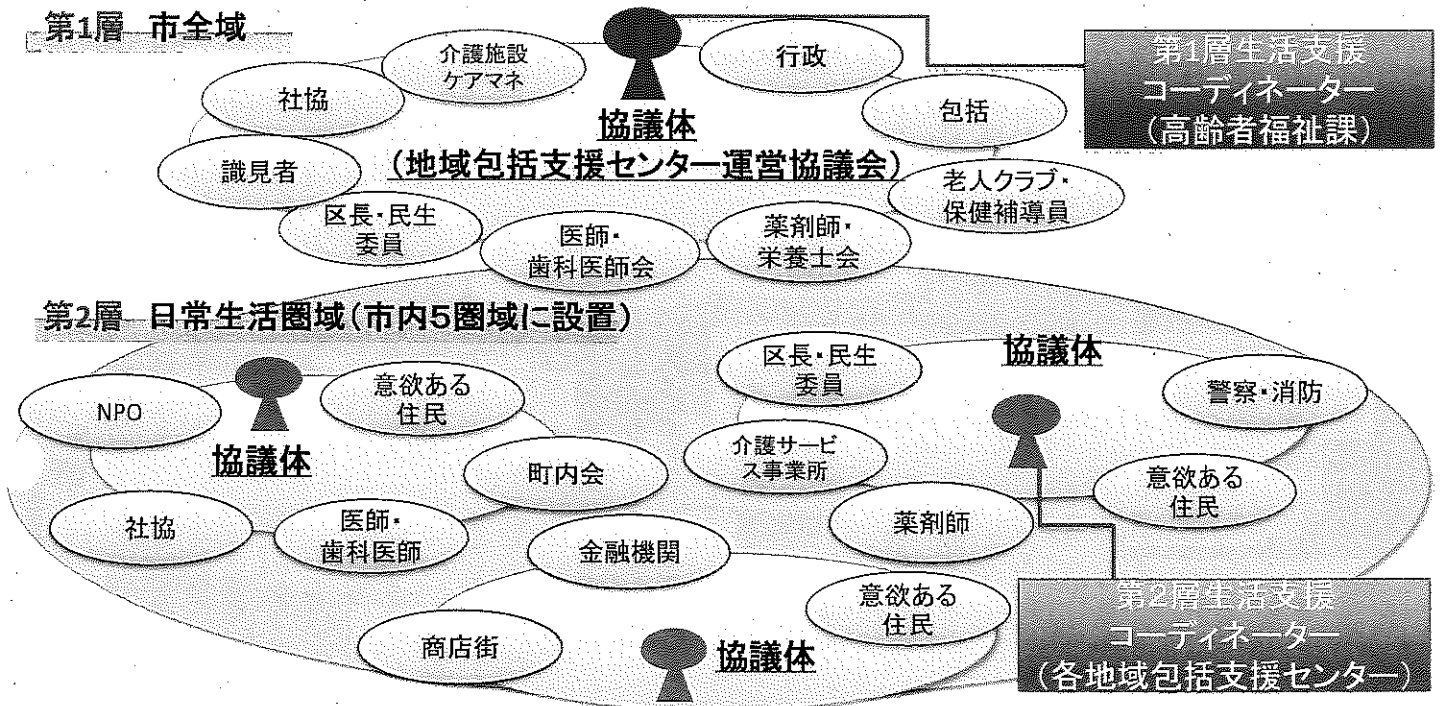
介護予防ケアマネジメント件数(プラン数)		新規	継続	委託(再掲)		新規	継続	委託(再掲)		新規	継続	委託(再掲)		新規	継続	委託(再掲)		新規	継続	委託(再掲)		新規	継続	委託(再掲)	
				新規	継続			新規	継続			新規	継続			新規	継続			新規	継続			新規	継続
介護予防サービス計画 (介護予防給付) ※国保連の給付管理	要支援1-2	17	972	10	394	66	1678	17	586	32	881	0	50	22	537	12	279	42	1343	15	347	179	5411	54	1656
	現行サービス 通所A(指定) 訪問A(指定) 脳トレ	63	1861	6	230	75	1712	3	281	69	749	0	14	65	1057	9	164	81	2135	8	219	353	7514	26	908
計		80	2833	16	624	141	3390	20	867	101	1630	0	64	87	1594	21	443	123	3478	23	566	532	12925	80	2564
サービス担当者会議実施回数		予防 給付	131	総合 事業	147	予防 給付	177	総合事 業	156	予防 給付	69	総合 事業	84	予防 給付	95	総合 事業	52	予防 給付	101	総合 事業	93	予防給 付	573	総合事 業	532
健康介護予防手帳配布数		42				44				71				58				106				321			

○第1層協議会(佐久市地域包括支援センター運営協議会)

生活支援体制整備事業報告、第2層協議会で抽出された地域課題の協議等。

○第2層協議会(日常生活圏域ごと、市内5圏域に設置)

地域の実情に応じた委員で構成され、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。



生活支援体制整備事業におけるコーディネーター・協議体の役割

(1) 生活支援コーディネーターの役割

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、以下(A)～(C)の機能を果たす。

(A) 資源開発

- 地域に不足するサービスの創出
- サービスの担い手の養成
- 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など

(B) ネットワーク構築

- 関係者間の情報共有
- サービス提供主体間の連携の体制づくり など

(C) ニーズと取組のマッチング

- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

- ① 第1層 市町村区域 (高齢者福祉課に配置) で、主に資源開発 (不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保)
- ② 第2層 日常生活圏域区域 (各地域包括支援センターに配置) で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開



(2) 協議体の設置 ⇒生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として協議会を設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。具体的には、

- ①地域ニーズの把握、情報の見える化の推進
- ②企画、立案、方針策定を行う場
- ③地域づくりにおける意識の統一を図る場
- ④情報交換の場、働きかけの場 等々

◎佐久市地域包括支援センター運営事業者募集について

1 概要

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続できるよう、介護保険による公的なサービスだけではなく、その他の多様な社会資源を活用し、地域包括ケアシステムを実現していくための中核施設として、平成18年度に市内5か所に設置し、高齢者等の身近な相談窓口として機能している。

今後の高齢者人口の増加や、緊急的事案等への迅速な対応、地域住民との連携の強化を図るため、第7期介護保険事業計画に基づき、生活圏域の見直しを行う。それに伴い、平成31年4月よりセンターを現在の5か所から6か所へ増設を行う。増設にあたっては野沢地域を除く5か所のセンターの運営事業者を公募型プロポーザル方式にて選定を行う。なお野沢地域については、佐久市立国保浅間総合病院が市の直営センターとして運営を行う。

2 地域包括支援センター及び担当地区

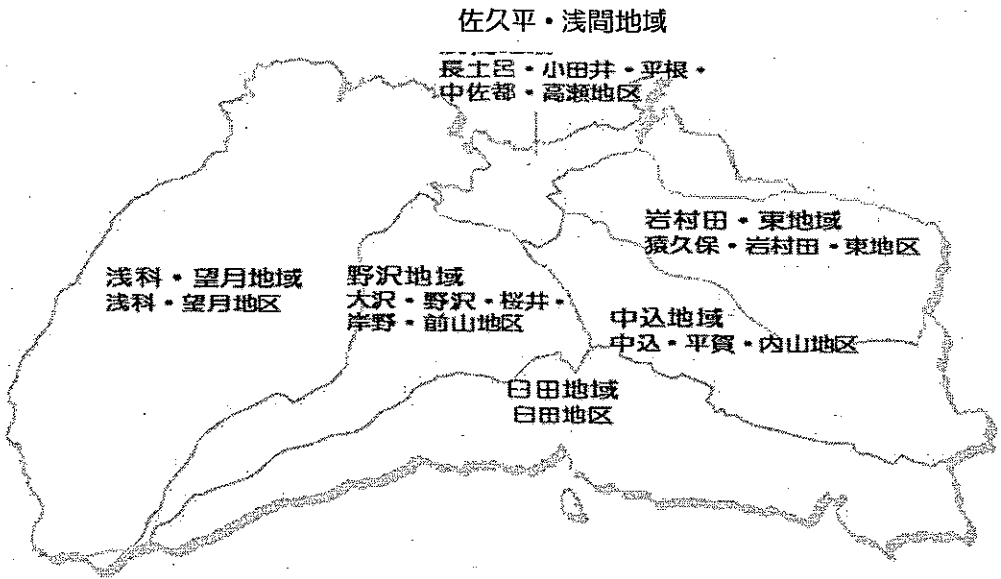
【現行】

名 称	担 当 地 区
岩村田・東地域包括支援センター	岩村田、小田井、平根、三井、志賀
中込・野沢地域包括支援センター	中込、平賀、内山、野沢、大沢
佐久中部地域包括支援センター	中佐都、高瀬、岸野、桜井、前山
臼田地域包括支援センター	臼田
浅科・望月地域包括支援センター	浅科、望月

【平成31年度】

名 称	担 当 地 区
佐久平・浅間地域包括支援センター	長土呂、小田井、平根、中佐都、高瀬
岩村田・東地域包括支援センター	猿久保、岩村田、東
中込地域包括支援センター	中込、平賀、内山
野沢地域包括支援センター	大沢、野沢、桜井、岸野、前山
臼田地域包括支援センター	臼田
浅科・望月地域包括支援センター	浅科、望月

【見直し後の日常生活圏域図】



3 予定業務期間

- (1) 業務委託期間
平成31年4月1日～平成36年3月31日
- (2) 契約日
平成31年4月1日
- (3) 引き継ぎ期間
平成31年1月1日～平成31年3月31日

4 スケジュール

第1回審査委員会 (募集要項・応募書類等の審査)	7月12日(木)
第2回審査委員会 (持ち回り審査・最終的な募集要項等の決定)	7月23日(月)
地域包括支援センター運営協議会	8月2日(木)
公募開始(HP掲載)	8月3日(金)
事業者説明会	8月8日(水)
応募申込(応募書類受付)	8月20日(月)～31日(金)
第3回審査委員会 (書類審査・プレゼンテーション)	9月26日(水)